

○山井委員 それでは、三十分間質問をさせていただきます。

まず冒頭に、私の配付資料十七ページに入れました、昨日、J E E Dの三日目の入札があったということなんです、今回も不調になったということで、これは、補正予算で景気対策といいながら、もう六月になろうとしているわけです。そういう中で、ああいう不正入札の問題もあり、大問題になって、私たちはかねてから、もう国庫に返納すべきだと。この短期集中特別訓練、総額二百七十八億円。

今の厚生労働省のやり方を見ていると、とにかく補正予算に入れたんだから無理やり使い切る、そういう雰囲気ですね。しかし、消費税増税でこれだけ国民が今負担で苦しんでいるときでもあるわけですから、田村大臣、もういいかげんに、やれるところが、実施できる主体が見つからないわけですから。意地になって、不正も見つかった、やってくれるところはない、でも、とにかくもう二百七十八億円使い切るんだ、使い切るんだと。そうじゃないと思うんです。やはりこれはもう、今までから私たち野党も言っているように、国庫に返納すべきだと思いますが、田村大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 訓練関連業務、関東ブロック二機関、東海・北陸ブロック一機関、近畿ブロック二機関、九州・沖縄ブロック一機関、これだけの応札がありました。これからしっかりと参加資格等々を満たしているか審査を行って、六月上旬に企画選定委員会で委託候補者を選定してまいりたいと思っております。

なお、応札のなかった部分に関しては、しっかりと、どのような形であるか、事業ができるような形で対応できるように努力をしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、必要な事業であることは間違いのないわけでありまして、なるべく早くこれをスタートさせないと、お待ちをいただいている方々も多々おられると思います。一生懸命、それに関しましては努力をしてまいりたいというふうに思います。

○山井委員 これは本来の求職者支援制度等々でも対応はできるわけでありまして、今回不正入札が明らかになったように、この問題、そもそも補正でやる事業ではなかったと思います。やはり、このことに関しては国庫に返納していただきたいということを強く申し上げたいと思います。

それでは、雇用の質問に移ります。

けさから、足立議員、そして今の大西議員の話にもありましたし、今回の有期雇用の特例の法案、非常に問題は多いと思っております。昨年四月に施行されて、まだまだ日も浅い。そういう中で、民主党政権が、有期雇用の方々を無期雇用になるように、とにかく非正規労働の方々が雇用が安定するように、本当にそういう魂を込めてつくった法律をすぐにこういうふうに変えて、無期雇用になりにくくするというのは問題があると思います。

そのことの問題点はきょうも朝から議論をしておられましたので、私は、足立議員、大西議員も議論されたように、残業代ゼロ制度、ホワイトカラーエグゼンプションですね、これについても少し触れさせていただきたいと思っております。

きょうは、赤石事務局次長も内閣官房からお越しをいただいて、ありがとうございます。

まず、今回、この労働時間法制の緩和が、アベノミクスの目玉、そして六月末にでも出ようとしている成長戦略の目玉になろうとしているわけです。配付資料二ページを見てください。五月にイギリスのシティで、安倍総理がアベノミクスについての演説をされました。その中でこうおっしゃっているわけです。アベノミクスは前進中、労働の制度は新しい時代の新しい働き方に合わせ見直しを進めます、ドリルの刃は最大速度で回転をしています。つまり、残業代ゼロの制度を導入することが成長戦略の目玉で、ドリルの刃でそれを実現していきたい。

もちろん、これは、けさからも議論がありましたから、賛否両論あるとは思いますが、私はやはり、長時間労働を是正する、それこそ過労死をなくしていく、そのことこそが今急務であるというふうに思っております。

そこで、田村大臣と赤石次長にお伺いしたいと思います。

一昨日の産業競争力会議で案が提示をされました。例えば、民間議員、長谷川議員の方からは、こういうグラフですね。配付資料の四ページにあります。一言で言いますと、管理職候補、幹部候補生を残業代ゼロ、深夜手当、休日手当ゼロにしると。

それで、きょうも多くの皆さんが傍聴にも来られていますが、幹部候補生という、三十代、四十代の方々に課長代理、課長補佐クラスという、かなりの人が当たる可能性があると思うんですね。例えばこの部屋におられる委員部、調査室の方々も、人生の中でこれから幹部を目指していかれるんだろうと思いますから、そういう意味では……（発言する者あり）全員だという声もありましたが、多くの方がこれにかかってくる可能性もあるわけです。

一方、田村大臣の方からは、五ページにありますように、成果で評価できる世界レベルの高度専門職、こういう案を出されたそうでもあります。

それぞれの方にお伺いしたいんですが、まず赤石次長、この民間議員の提案は、労働者の大体何割ぐらいで、何万人ぐらいをイメージされているんでしょうか。

○赤石政府参考人 お答えさせていただきます。

産業競争力会議の民間議員から提案されている新しい労働時間制度の対象者につきましては、業務遂行、労働時間等を自己管理し成果を出せる能力のある労働者ということが大前提でございまして、限定された労働者への制度の導入が想定されてございます。

御提案は、求められる制度のお考えを示していただいたものでありまして、対象となり得る労働者の規模を具体的に申し上げることは困難であります。一昨日の会合におきましては、民間議員からは、イメージ的には全体の一割にも満たないのではないかと御発言があったところでございます。

○山井委員 一割という数字が出ました。

今、全労働者は何万人ですか、赤石次長。

○赤石政府参考人 ただいま手元に数字は持ってございませんが、数千万人程度いるというふうに私は理解しております。

○山井委員 田村大臣、全労働者は今何人ですか。大体でいいですよ。

○田村国務大臣 おおむね五千万人ぐらいだというふうに思っております。

○山井委員 きょう雇用統計が発表されましたが、雇用者、サラリーマン、五千五百五十九万人、約五千万人ですね。

ということは、一割にも満たないということは、要は五百万人とか、そういうレベル以下ということで、赤石次長、よろしいですか。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

民間議員からは、全体の一割の母集団については具体的な言及がなかったところ、何の一割かについては、私の方から明確にお答えすることは困難でございます。

○山井委員 これは、全体だから雇用者でしょう。実際、この会議の後の説明のときに田中参事官は、給与所得者の一割かなという発言を、それらしき発言をされておられますから、雇用労働者とする五千五百五十九万人、その一割とする五百万人ぐらいが一つのイメージかと思いますが、これはすごい数ですよ。

さらに、田村大臣、今の話を聞いてもらったらわかると思いますが、課長補佐、課長代理、幹部候補生、五百万人以下。でも、これは輪切りにした話ですから、一人の人生で考えたら、課長以上に将来なる人はほぼ全員そこは通っちゃうんですよ。そうしたら、五百万人じゃないんですよ。全員じゃないですか、幹部候補といたら。

それで、田村大臣、首をかしげておられますが、田村大臣はどう発言されているかという、十九ページ、甘利大臣が記者会見でこうおっしゃっているんですね。田村大臣からは、課長代理のような人まで広げるのは難しいのではないかと、これは、深夜は課長にもついている、課長にもついで課長代理につかなくなってしまうのは、矛盾するのではないかと指摘があったと。

ということは、田村大臣としては、今回の民間議員のこの案というのは、課長代理のような人にまで広がっているという認識でよろしいですか。

○田村国務大臣 民間議員の方々がどのような意見を言われているか、ちょっと私もうまく理解していないところもあるんですが、我々は、成果を評価できるということが前提。総理もおっしゃっておられますからね、成果を評価するんだというふうにおっしゃっておられます。でありますから、成果というものがはかれなければ、

そもそも評価できないんじゃないですかというお話をさせていただいたわけでありまして。

今言われた課長代理というような方々がもし対象であるとするならば、そういう方々は、深夜の割り増しも除外しちゃえば、課長代理のときには深夜割り増しがつかず、課長になると深夜割り増しがつくのは、これはやはりちょっとおかしいんじゃないですかというようなお話をさせていただきましたが、そもそも、私が言ったことが、まさに民間議員の方々が提案されている内容なのかどうなのかということは私は定かでない中において、一例として申し上げたということでありまして。

○山井委員 その場で話を聞いておられたのは、この中では田村大臣しかおられないわけですから。民間議員の提案に対して、課長代理に深夜割り増しがつかないのはおかしいんじゃないかと田村大臣はおっしゃったわけですね。だから、これは深刻な問題で、長谷川議員なり、赤石次長なり、午前中の小泉政務官は、一割に満たない、五百万人に満たないと言うけれども、これは一生を通じたら、課長以上になろうとしたらそこは通っちゃうわけですよ、幹部候補生を。

ということは、今も傍聴に来てくださっていますが、三十代、四十代の人、これはほとんどの人、かなりの人がかかっちゃうんじゃないですか。限定的と言うけれども、これはかかってしまう危険性がないですか。

赤石次長にお伺いします。

幹部候補、課長代理ということは一割にも満たないと言うけれども、輪切りにしたら一割に満たないかもしれませんが、例えばAさんという人が会社に入りました、将来、課長以上を目指していますと。まあ当たり前ですよ、当たり前ということはないけれども、その人が目指したとしましょう。そうしたら、幹部候補生を通らないと幹部になれないわけだから、幹部になる人の多くがこの残業代ゼロ制度の対象になる可能性があるということですか、幹部候補生ということは、赤石次長、お願いします。赤石次長にまずお聞きします。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

長谷川主査のメモには、対象となる人につきましては、「業務遂行、労働時間等を自己管理し成果を出せる能力のある労働者に限定導入」と書いてございまして、さらに、今お示しいただきました資料の中でも、「各部門・業務においてイノベティブな職務・職責を果たす中核・専門的人材」「将来の経営・上級管理職候補等の人材」と書いてございまして、イメージしている人材は極めて限られているものというのが主査の提案だと理解してございます。

○山井委員 赤石さん、申しわけないけれども、一割に満たない、五百万人以下だけれども、私が聞いているのは、横切りでは五百万人以下かもしれないけれども、一人の人生で考えたら、幹部候補生になる人はもっと多くかかっちゃうんじゃないんですかということを行っているわけです。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

将来の経営・上級管理職候補は極めて限られているというふうに長谷川主査は理解していると思っております。

○山井委員 一割に満たないということね。

そこで伺いたいんですが、極めて限られているとおっしゃいますが、例えばこの図を見ても、民間議員が配付した図、これは確かに、私、はかっていますけれども、一割前後かなと思うんですよ、この大きさが。だから、そのあたりを考えているのかなと思うわけですが。

それで、ほかの、女性や若者も対象に入るかもしれないということなんです。八ページを見ていただけますか。

八ページの中で、四月二十二日の長谷川議員のペーパーの中に、「基本的な考え方」、この残業代ゼロ制度でどう書いてあるか。「子育て・親介護世代（特に、その主な担い手となることの多い女性）や定年退職後の高齢者、若者等の活用も期待される。」幹部候補だけじゃないんですよ。女性、若者も期待する、退職後の高齢者も残業代ゼロと。これは限定ですか、かなり広いですよ。

赤石次長に確認したいんですが、四月二十二日の長谷川議員のペーパーですが、若者も女性も残業代ゼロ制度の対象になり得るといふこのペーパーは、今も生きていますか。これはもう撤回されたのか、それとも、このペーパーは今も生きていますか。

○赤石政府参考人 お答えさせていただきます。

長谷川主査は、このペーパーの後にもう一枚新しい提案をされておりますが、基本的には、最初の紙は生きて

いるというふうに理解しておりますが、しかしながら、この新しい紙におきましては、先ほど申し上げましたとおり、極めて限定的な対象者ということになってございまして、最初に出されたペーパーよりもさらに限定的なイメージを持っておられるというふうに理解してございます。

○山井委員 赤石次長、そこははっきり答弁してください。生きているが、このペーパーは生きているけれども二回目は限定になりましたでも、生きていたら一緒じゃないですか、このペーパーが。

では、このペーパーは撤回されて二回目に限定されたのか、この女性や高齢者も期待されるという話は、今も産業競争力会議の場で検討の途中なのか。どうなんですか。はっきり答弁してください。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

明確に撤回されたわけではございませんが、二度目の紙は、最初がこれぐらいの広さだとすれば、明らかに狭い、さらに狭いものをイメージとして明確に出しましたので、両方あわせ見れば、後者の紙がさらに狭いところを指し示しているもの、そのように理解しております。

○山井委員 いや、撤回したなら撤回したと言ってくださいよ。撤回はしたんですか。イエスですか、ノーですか。そこを教えてください。

私たちが知りたいのは、これはかなり大きな話ですよ、残業代ゼロ法案で、その議論の俎上に、若者や女性、要は幹部候補生じゃないという意味ですよ、幹部候補生じゃない若者や女性も上がっているのか、もう上がっていないのか、どっちですか。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

上がっておりません。幹部候補生でないような方々は対象には上がっておりません。

○山井委員 では、答弁を変えられるんですか。私は最初に、この四月二十二日のペーパーは生きているんですかと言ったら、生きているとおっしゃったから、私は、撤回されないんですねと聞いた。撤回するということは、では、このペーパーに書いてある内容は撤回。これは大きいですよ、この答弁は。撤回ということでもいいんですか。これはすごく大きな答弁ですよ。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

撤回ではなく、再度整理をされたものと受けとめております。繰り返しますが、最初に提案された内容がこれぐらいの幅だとすれば、次回提案された内容が、今回提案された内容がそれよりも狭いものになっておりまして、したがって、この中で残った部分というか、入っていない部分は少なくとも対象には入っていないという意味でございまして。

○山井委員 繰り返しになります。では、四月二十二日、これは非常に重要なペーパーですからね、長谷川ペーパー、これは撤回されたということによろしいですか。明快に。

○赤石政府参考人 言葉の使いようはあると思うんですが、少なくとも新しい提案に入っていない部分につきましては、撤回という言葉が適切かどうかわかりませんが、入っていないという理解でよろしいと思います。

○山井委員 ということは、これは大事なことです、女性、若者が入る可能性は成長戦略にないということではないですか。

○赤石政府参考人 お答えします。

女性であれば上級管理職候補等の人材でない、そういう理解はしておりませんので、女性であれ若者であれ、将来の経営・上級管理職候補であって、イノベティブな職務、職責を果たす中核・専門的人材であれば、対象になる可能性があるというふうに理解してございます。(山井委員「若者は」と呼ぶ)

若者であっても、中核・専門的人材であって、将来の上級管理職候補であって、きちんと能力、経験、実績を積んでいる方であれば、一律に排除するものではないと理解してございます。

○山井委員 若者も対象になると今明確に答弁されましたね、若者も。すごいことを答弁されましたね。女性であっても。わかりました。

そうしたら、赤石次長、これは年収要件は入る可能性はあるんですか、ないんですか。これは一番わかりやすいのは、年収が幾ら以上とかだと、例えば七年前のホワイトカラーエグゼンプションは、九百万円以上とか、こんな議論があったわけです。そうしたらイメージが湧くじゃないですか、限定という意味ね。今回、年収が、成長戦略

のときに残業代ゼロ制度で入る可能性はあるんですか、ないんですか。

○赤石政府参考人 お答えします。

長谷川主査の紙の最初の提案には、年収の要件みたいなものも入ってございました。それにつきまして、成長戦略にどのように書き込むか書き込まないかにつきましては、今後、政府部内で議論していくことになると思います。

○山井委員 そうしたら、これは年収を書き込まない可能性もあるわけですね。

そこで、田村大臣は、NHKのニュースでも流れておったんですが、先日、低所得者はこの制度には入れないという話をされておられます。これは、この配付資料の中で十一ページ。厚生労働大臣、低所得者残業代ゼロにしないと。これは本当ですか。

というのは、年収条件が入らない可能性があるんですよ。年収条件が入らなかったら、低所得者は残業代ゼロにしないということですけども、この制度に年収条件は入るんですか、田村大臣。

○田村国務大臣 まず、一割という話で五百万人という話がありましたが、給与所得者が五千万人であって、ここには非正規雇用の方々もおられます、一千九百万人。さらにはブルーカラーの方々もおられます。ホワイトカラーの中でも、幹部候補生にならないの方々もおられます。でありますから、五百万人という対象ではないんだろうなど。ここは明確に、それは後から出たペーパーですよ、ということで御理解をいただければ。私が擁護するのも変な話なんですけれども、という話なんだろうと思います。

その上で、この低所得者は、残業代ゼロというのはそもそも私はデフォルメして言うておるわけでありまして、本来は、エグゼンプションは残業という概念がないので、そういうものではないんだろうと思いますが、それをわかりやすく表現したというふうに御理解ください。低所得者はこれは対象にしないというのは、甘利大臣とそこは意思を統一させていただいております。これから大臣間で協議をしていくわけでございますので、低所得者の方々がこのエグゼンプションの対象になるということはないというふうに御理解をいただければありがたいと思います。

○山井委員 では、低所得者、田村大臣のおっしゃる定義は、大体年収何百万円以下ですか。

○田村国務大臣 皆様方が低所得だと思われる、同じような範囲だと思います。

○山井委員 ちょっと、これは主観的な話じゃないですから、国民の皆さんが関心を持っておられることですから、田村大臣、厚生労働大臣はお幾らぐらいだと思っておられるんですか。

○田村国務大臣 低所得者という定義、これからいろいろ検討しますけれども、山井委員がどれぐらいのイメージをお持ちなのかお聞かせをいただければ、それに沿ってお答えさせていただきます。

○山井委員 では、年収三百万円以下の方がこの制度に入る可能性はあるんですか。

○田村国務大臣 基本的に、三百万以下、二百万台ということでございますれば、多分、これから甘利大臣と詰めますけれども、対象にならないというふうに認識いたしております。

○山井委員 五百万円はいかがですか。

○田村国務大臣 五百万円は低所得者とは余り言わないとは思いますが、どこまでどうだというのは検討でございますので、まあ、五百万円は低所得者と普通は言わないと思いますので。

ただ、かといって五百万円が入るというわけではありません。それはこれからの検討でありますけれども、そもそも我々はそういう提案はしておりません。我々が提案しておるのは、高度な世界レベルの専門職でございますから、我々の提案の中においてはそれは入っておりません。

○山井委員 いや、今のは重大な答弁ですね。五百万円は残業代ゼロになる可能性を排除しませんでしたね。

ということは、田村大臣、低所得者じゃなくて中所得者は、残業代ゼロになる可能性、今回の新しい労働時間法制になる可能性はあるということでしょうか。

○田村国務大臣 厚生労働省の提案は、対象になりません。ただ、今これは、民間議員の方々の御意見、提案というものを受けて、我々と調整しております。大臣間の調整になります。この中でどのような形になるかということが決まってくるわけですが、我々はそういう方々は対象にしないということで議論をさせていただくということでございますので、関係大臣で内容を詰めてまいりたいというふうに考えております。

○山井委員 赤石次長、低所得者は、この今回の新しい残業ゼロ制度、ホワイトカラーエグゼンプションの対象にならないということによろしいですか。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

長谷川主査の頭の中には、低所得者の方は原則念頭に置かれていないというふうに私どもは理解しております。

○山井委員 赤石次長、では、中所得者は、残業代ゼロ制度、ホワイトカラーエグゼンプションに入る可能性はあるんですか。

○赤石政府参考人 主査の考えておられることを明確に言うことは難しいとは思いますが、ただ、主査の紙には処遇についても触れられておりまして、「職務・成果に応じた適正な報酬確保、効率的に短時間で働いて報酬確保」ということが明確にうたわれておりまして、必ずしも年収の低い方は念頭にないものというふうに理解してございます。

○山井委員 もうそろそろ質疑時間も終わってしまいますけれども、これは本当にさまざまな人に、限定的と言いながら、全く限定的でないわけです。

最後にお聞きしますが、赤石次長、今回の民間議員のペーパーの中で、こちらにありますように、四ページ、ポイント3で、健康確保は、労働時間の上限、年休取得下限等の量的制限を導入するということが「長時間・過重労働の防止」で書かれているんですが、この残業代ゼロ法案をつくる際には、法律的に、労働時間の上限、年休取得下限の量的制限ということは法律で担保するということですか。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

具体的な制度設計につきましては、成長戦略の改定、あるいは労働政策審議会における議論などを経て具体化されていくものというふうに認識してございます。

○山井委員 こういうふうに、ポイント3として、量的制限を導入して長時間・過重労働は防止すると言いつつも、結局、今聞いたように、法律でそれを、防止を担保するのかといたら、全く法律で担保するかどうかもわからない。こういう長時間労働、過重労働の防止の歯どめなく残業代ゼロ制度を導入するのは大変問題だということ指摘して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。